

別紙 8

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

〒 -
(住所・所在地)

(氏名・名称)

_____ 殿

_____ 国税局

審理課長 _____ (印)

事前照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ (通知)

(文案の例示)

事前照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の納税者に対しても国税に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する申告期限等前の取引等に係る事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に収受しました照会内容は、下記の理由から、文書回答の対象とならなくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)